

「大阪府立労働センター指定管理者募集要項」に対する質問等と大阪府の考え方

大阪府立労働センター指定管理者の募集要項」5. 応募の手続 - (2)現地説明会・案内及び質疑 - エ 質疑に基づき寄せられたご質問等に対する大阪府の考え方等は、以下のとおりです。

期間: 令和5年9月11日(月)から令和5年10月5日(木)まで

※質問は原文のまま掲載しております。

No.	質問内容	回答
1	<p>今期は新型コロナウイルス感染症により指定管理者が受けた深刻な損失への補償は十分とは言えず、指定管理期間を通じて極めて苦しい収支状況となっている。</p> <p>次期指定管理期間中に新型コロナウイルス感染症の流行など指定管理者の責に帰さない想定不可能な事由により、施設利用が激減した場合、大阪府は施設設置者として、基本的な施設維持管理に要する経費については補償すべきであると考えが如何か。</p>	<p>「天災他不可抗力による事業中止等」に該当する事由については、募集要項32ページ記載の資料2【リスク分担表】のとおりです。</p> <p>なお、今期指定期間について、当施設が行った措置は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染拡大に伴う施設休館によるキャンセル料相当額の支援&lt;令和元年、2年、3年&gt;</li> <li>○光熱費の急激な高騰に対する緩和措置(高騰額相当分を支援)&lt;令和5年度上半期&gt;</li> </ul>
2	<p>本施設の利用者は新型コロナ後も十分には回復していない。一方で人件費や光熱水費等の施設維持管理経費は増嵩しており、当方の試算では今回大阪府が設定されている納付金を支払うと指定管理期間を通じて大幅な赤字になると想定される。</p> <p>大阪府として年度毎に指定管理者の事業執行状況をチェックの上、赤字相当分を納付金から差し引く等の措置をお願いしたいと考えるが如何か。</p>	<p>「物価変動」や「市場環境の変化」については、募集要項32ページ記載の資料2【リスク分担表】のとおりです。</p> <p>また、募集要項に記載の参考価格については、次期指定期間(5年間)を基本とするため、提案いただいた納付金額の変更はいたしません。</p> <p>なお、指定管理者の収支の増減に関わらず、同様の考え方です。</p>
3	<p>光熱水費の高騰は極めて深刻であり、当分の間、この水準が継続するものと想定せざるを得ない。今年度は国の予算措置により、公共施設等の光熱水費の負担軽減が図られているが、これはあくまでも一時的な措置に過ぎない。</p> <p>次期指定管理期間を通じて、指定管理者が安定的に施設を運営出来るよう、光熱水費について、大阪府として一定水準を超える負担を補償する旨を明示願いたいと考えるが如何か。</p>	<p>2と同じ回答です。</p>

No.	質問内容	回答
4	<p>指定管理者募集要項6ページ中段にア、イの改修工事に加え、今後個別に発生する改修工事については工期を含め、具体的工事内容が明確になってから、指定管理者と協議する。そのため、今回の募集に際しては、本工事に影響はないものとして提案せよとの指示があるが、お示しの工事等により当該施設の利用に制限が生じ、指定管理者の利用料金が減少する場合は、当該損失が補償されるものと理解して良いか。</p>	<p>施設所有者である大阪府として実施する改修工事等に伴い、施設を利用制限することで、収支に影響があると考えられる場合は、募集要項32ページ記載の資料2【リスク分担表】をもとに、その都度指定管理者と協議の上、対応していきます。</p>
5	<p>資料2【リスク分担表】事故・火災による施設・設備・外構の維持補修は指定管理負担の負担となっております。善管注意義務を果たした上で避けることが出来ない事由については、管理瑕疵に当たらないため、府の負担および協議により決定との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>事故、火災については、施設の運営・管理を行っている指定管理者がリスクを想定し、対策を講じるものであることから、募集要項32ページ記載の資料2【リスク分担表】のとおりです。</p> <p>なお、維持補修については、募集要項13ページに次の記載があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者以外の者が原因者であり、原因者が特定できる場合は、指定管理者が原因者に原状復旧を求めてください。</li> <li>○原因者が判明しない場合などは、施設の適正管理の観点から、指定管理者が現状復旧等を実施してください。</li> </ul>